

人と人を笑顔でつなぐ あいち宅建

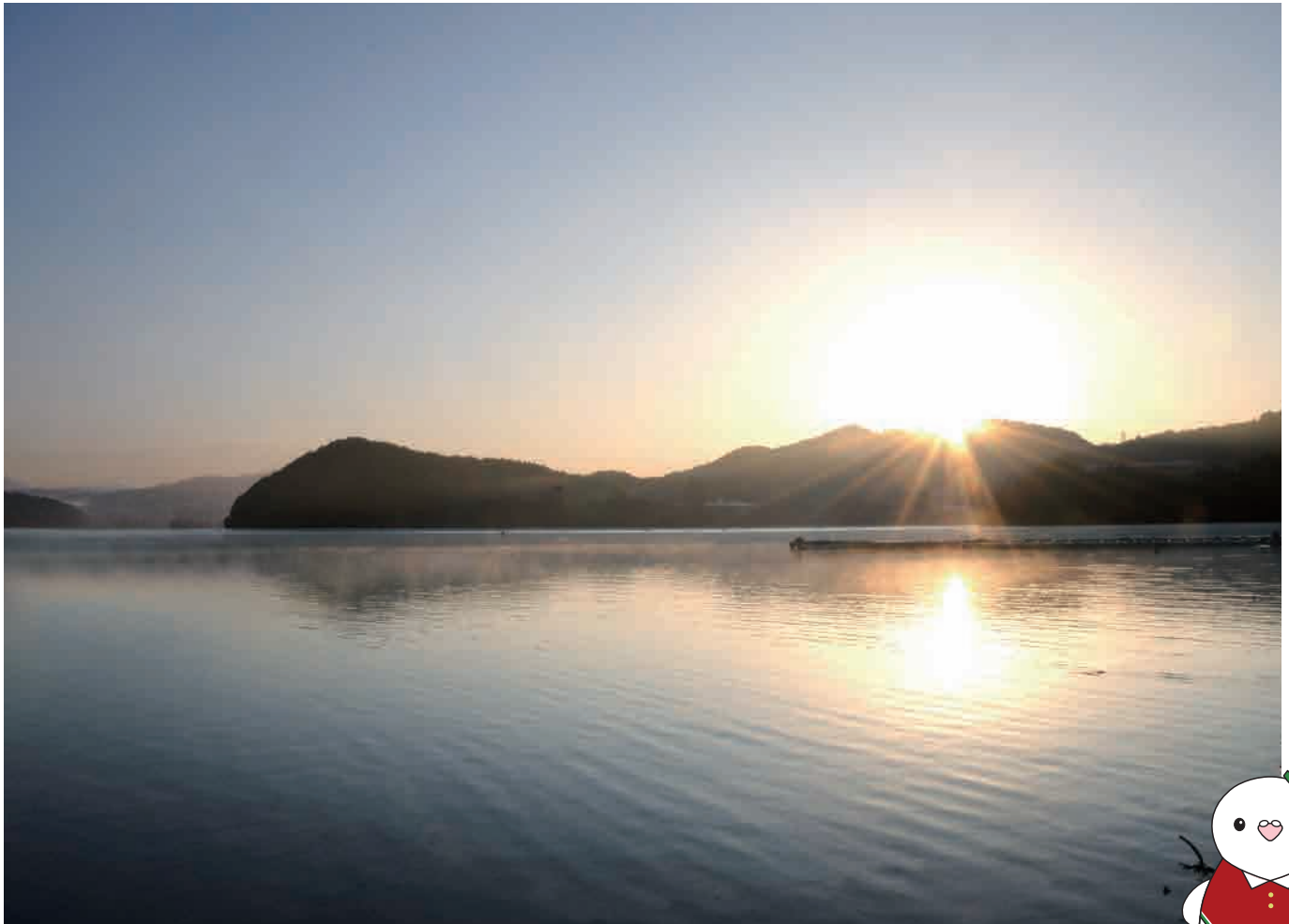


あいち

12-1

2017 December-2018 January

平成29年12月20日発行
通巻490号



愛知の風景「入鹿池からの日の出」(北尾張)



あいちぽっぽ

CONTENTS 2017 December-2018 January

巻頭 新年のご挨拶

MONTHLY REPORT マンスリーレポート

- 04 ●「名港水上芸術花火2017」入場券寄贈について
- 05 ●平成29年度宅地建物取引士資格試験結果について
- 14 ●一宮市・東海市・岩倉市と「空室等対策に関する協定」を締結しました!
●テレビ番組で愛知県宅建協会が紹介されました!

information インフォメーション

- 08 ●不動産キャリアパーソン!
- 09 ●平成29年度 第2回県下統一研修会開催について
- 10 ●重大な消防法令違反対象物の公表制度について
●宅地建物取引士法定講習会日程のお知らせ
- 11 ●会員向け法律相談について
- 12 ●ハトマークサイトのご利用について
- 13 ●開発許可制度研修会ご案内
- 15 ●「あいち航空ミュージアム」内覧会開催
●1月のあいちの花「プリムラ」

頌 春



会
長
岡
本
大
忍

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

皆様には健やかに新年をお迎えになられましたことと存じます。

平素は本会の会務運営に際し、格別のご理解・ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

昨年、無事に創立50周年を迎えることができましたが、改めて本会の歴史を築いて頂いた諸先輩をはじめ関係各位に感謝と御礼を申し上げます。

創立当初は「業者の資質の向上を図り社会の信頼を深める」「業界から不正業者を一掃する」という2大スローガンを掲げ、種々の規定や研修会を通じて業者の指導・育成、無料相談、紛争解決事業の実施などに取り組んできました。この取り組みは現在も受け継がれ、本会の事業の柱「人材育成事業」と「消費者保護事業」として公益事業に形を変えております。また、皆様をサポートする「会員支援事業」も多様化していることから、会員の皆様や業界の発展のためにより一層の工夫や努力をしていかななくてはなりません。

ご承知の通り、現在、全国的に問題となっているのは空き家対策です。2030年には3件に1件が空き家となる予想がされており、防災・防犯の面からも喫緊の対応が求められています。

そこで、昨年度から空き家相談窓口の開設や、専門資格「空き家マイスター」を創設し、協会をあげて愛知の既存住宅流通活性化に向けての土台を作って参りました。これまで、名古屋市や岡崎市をはじめ、7市町と空き家対策に関する協定を締結し、今後も県下市町と順次連携がされる予定です。このような空家・空地の管理・利活用・売却等の対応は、会員の業務支援にも繋がることから、積極的に取り組んで参ります。

また、人材の育成と消費者保護を目的とした従業者研修としての不動産キャリアパーソン資格制度は、創設して以来4年連続で受講者目標を達成し、全国の模範となっていますので、今後も同資格の普及活動に努めて参ります。

その他にも、昨年に誕生した愛知宅建マスコットキャラクター「あいぼっぼ」をはじめ、ハトマークの積極的なPR活動や、若い方や高齢者の方への対応、愛知宅建サポートとの連携強化など、協会発展に向けて全力で取り組む所存でございます。

迎えました平成30年ですが、10年後の協会の理想の姿を記した「愛知宅建版ビジョン」を実践して、会員数の減少や財政基盤の確立などの多くの課題に挑戦するとともに、引き続き、会員皆様が「親しまれる地域の身近なパートナー」として地域と共生していくための諸事業の実施に尽力して参りますので、皆様方もご理解・ご協力をお願いいたします。

結びに、皆様のますますのご発展とご健勝を心よりご祈念申し上げ、新年の挨拶に代えさせていただきます。

初 春



人
材
育
成
委
員
長

二
村
伝
治

平成30年という新しい年を迎え、謹んで新春のお慶びを申し上げます。

会員の皆様方には、ご多幸で輝かしい新春をお迎えにられましたこと、心よりお慶び申し上げます。日頃は、人材育成委員会の事業活動に対し、格別なるご指導、ご支援を賜り心より深謝致しますと共に厚く御礼申し上げます。

さて、本委員会は一般消費者を不動産取引のトラブルから守るため、会員の皆様やその従業者へのスキルの維持・向上を目的とした人材育成事業並びに情報提供事業を行っており、今年はその中でも次に掲げる事業を重点的に実施していきたいと考えております。

1つ目は研修会の受講です。今年4月より、既存住宅取引時の情報提供に関する業法改正が施行されるように、常に新しい知識を習得し、情報に耳を傾ける必要があります。業務に役立つ内容や業界の時流に沿ったテーマを検討・研究していますが、皆様にもより高い意識を持って受講していただきたいことから、県下統一研修会の義務受講を検討しております。他にも支部企画研修会を実施しておりますので、本支部で実施する研修会には必ずご受講いただきますようお願い致します。

2つ目は宅地建物取引士資格試験の運営です。受験生が安心して試験に臨める環境づくりや、当日の対応など細心の注意を払っております。昨年は13,868名の受験申込みがあり、総勢約900名で運営しましたが、皆様のご協力により無事に遂行することができました。国家試験の運営という重大な責務でありますので、今後ともご協力をお願い致します。

3つ目は、創設5年目を迎えた不動産キャリアパーソンです。全国の受講者は33,000名を超え、愛知でも既に3,000名に達し、資格登録された方もフォローアップサイトで日々知識を磨いているかと思えます。さらに多くの方に受講していただき、本資格を通じ、個々のスキルアップを図り、不動産業界全体の資質向上につなげていくことはもちろんですが、消費者にも「有資格者は信頼できる」と思ってもらえるよう、宅建士と並び不動産業界に必須となる資格を目指しておりますので、引き続き、受講・登録の促進にご協力をお願い致します。

以上、3つの事業を重点事項として、不動産業界全体の資質向上を図り、愛知県宅建協会が全国の手本となるよう事業遂行して参ります。

最後になりますが、本年も引き続き皆様の一層のご支援、ご協力をお願い致しますとともに、皆様方にとりまして益々のご繁栄とご健勝で最良の年になられますことを心よりご祈念申し上げます、新年の挨拶とさせていただきます。

謹賀新年

新春のお慶びを申し上げます

会 長 岡本 大忍

副 会 長 深谷 政次 夏目 彰一 梅田 武久 奥井 俊一

専務理事 伊藤 亘

業務執行理事 岩村 清司 二村 伝治 伊藤 茂雅 河合 保人 光岡 新吾
大高 利之 尾頭 一喜

理 事 川尻 稔 近藤 誠子 富田 巖 竹田 克彦 村上 尚彦
村井 欣宏 西川 純二 波多野昭一 風岡 正夫 山本 大
伊藤 博 伊藤 淳 出口香代子 児玉 昭子 渡邊 豊
中林 正人 加藤 恵三 辻井 浩二 高木 輝彦 太田 隆宏
羽賀 浩正 齋藤佳代子 鈴木 一実 中村 征幸 鈴木 良之
水野 吉樹 稲垣 一幸 宮田 正生 浪崎 克則 木庭 好則
森田 和男 米谷 雅弘 三浦 弘司 木全 紘一 鈴木 政之
高橋圭一郎 高山 初夫 米山 敏夫 野崎 久嗣

監 事 藤田 一彦 榎本 正三 佐藤 和生 太田 勇

MONTHLY REPORT

「名港水上芸術花火2017」 入場券寄贈について

10月14日(土)に、名古屋港にて「名港水上芸術花火2017」が開催され、当協会も不動産無料相談所の周知及び愛知県宅建協会のPRとしてイベントへ協賛し、会場内で宅建協会のCMが放送されるなど、多くの一般消費者の方へPRすることができました。

イベントに先立ち、10月4日(水)に県内の児童養護施設等へイベントの入場券を寄贈しました。寄贈式は、中日青葉学園において行われ、当協会からは、梅田武久副会長、伊藤亘専務理事、河合保人地域貢献委員長、鈴木良之地域貢献副委員長が出席しました。



平成29年度 宅地建物取引士資格試験結果について

宅地建物取引士資格試験は、宅地建物取引業法第16条の2の規定に基づき、国土交通大臣より指定試験機関として指定を受け、愛知県知事からの委任を受けた(一財)不動産適正取引推進機構からの実施依頼に基づき、本会が宅地建物取引士資格試験の実施を通じ、宅地建物取引を適切に実施できる人材を輩出することを目的として実施しております。

平成29年度の申込者数は13,868名となっており、愛知県下12会場にて実施し、試験を適正に実施するために、9月21日(木)に名古屋市公会堂において、宅地建物取引士資格試験の本部員、監督員等を対象に説明会を開催しました。

説明会は、岡本大忍会長、二村伝治人材育成委員長の挨拶及び総括監督員の紹介の後、「試験当日の業務について」DVD上映し、「試験実施要項について」の説明を行いました。

試験当日の留意事項として試験は年1回のため、受験者が安心して受験できるよう必要な誘導を行い、災害時における対応や、不正受験防止及び試験室巡回に際して靴音の配慮など、良好な受験環境の確保を図り、試験を公正かつ確実に実施するための説明を行いました。



岡本大忍 会長

二村伝治 人材育成委員長

試験は10月15日(日)に50問(登録講習修了者は45問)・四肢択一による筆記試験、試験時間は13時から15時まで(登録講習修了者は13時10分から15時まで)行われ、11,448名の方が受験され、トラブルもなく適正かつ円滑に試験を実施することができました。

なお、合格発表は11月29日(水)に行われ、合格者は1,955名となっております。全国の状況など、概要は以下のとおりです。

1. 実施概要

(1) 試験日 10月15日(日)

(2) 申込者数

全 国 258,511人(前年度比5.2%増)

うち、登録講習修了者53,027人

愛知県 13,868名(前年度比4.8%増)

うち、登録講習修了者 2,746人

(3) 受験者数

全 国 209,354人(前年度比5.5%増)

うち、登録講習修了者47,487人

愛知県 11,448名(前年度比5.4%増)

うち、登録講習修了者 2,488人

2. 合否判定基準

50問中35問以上正解した者(登録講習修了者は45問中30問以上正解した者)

3. 合格者の概要

(1) 合格者数

全 国 32,644人(前年度比6.7%増)

うち、登録講習修了者 9,464人

愛知県 1,955名(前年度比9.3%増)

うち、登録講習修了者 480人

(2) 合格率

全 国 15.6%(登録講習修了者19.9%)

愛知県 17.1%(登録講習修了者19.3%)



総括監督員

宅建業法「従業者への教育義務規定」への対応に! 不動産キャリアパーソン!

受講者全国
2万人突破!

テキストが
新しく
なりました!!

知識・経験豊富なベテランの方にも!
宅地建物取引士の方にも!
新入社員や一般従業者の方にも!
不動産取引に関わる全ての方に最適です!

●不動産キャリアパーソンとは

- 不動産取引実務の基礎知識修得を目的とした全宅連が実施する通信教育講座です。
- 宅建業従業者、経営者、宅建士に限らず一般消費者など不動産に関わる全ての方に受講いただけます。
- 知識や実務の再確認として、さらに会社の従業員研修としても利用されています。

お申込みから受講の流れ

申込方法

- ・全宅連ホームページからWEB申込
- ・都道府県協会への書面申込
- ※申込書は愛知宅建本部・支部にございます。

受講料

8,640円(消費税込)

- ※受講料には、通信教育費、修了試験受験料(1回分)、資格登録料全てが含まれます。
- ※お振込みの場合、手数料は受講者様負担となります。

教材到着・修了試験申込方法

申込後、教材と受講票ハガキが到着します。試験会場はお席に限りがございますので、教材到着後、先に修了試験のお申込をお勧めします。

- ※修了試験は受講期間内(1年間)に受験してください。1年を経過した場合、受験できなくなります。



新テキスト

- ★2冊に分冊化!
- ★図表を多用するなど、より見やすく!
- ★各編に「実務演習」を追加!

学習

申込まれた試験日に向けて、各自学習を行ってください。学習方法は教材の講座テキストとテキスト学習の補助として、インターネットからテキストの解説講義動画をご覧いただけます。



修了試験

各試験会場のパソコンを使用して行われます。

試験問題：全40問(4肢択一試験)

試験時間：60分

合格判定基準：40問中7割以上の正答

試験日：各都道府県指定会場において月1回以上開催

合格・資格登録

合格者には「不動産キャリアパーソン合格証書」が交付されます。

全宅連に資格登録申請されますと、「不動産キャリアパーソン資格登録証」とネットラップ付きカードケース、「有資格者在籍店ステッカー」が送られます。



お問い合わせ先

(公社)愛知県宅地建物取引業協会 TEL:052-522-2575
HP:<http://www.zentaku.or.jp/public/training/career/index.html>

平成29年度 第2回県下統一研修会開催について

本研修会は宅地建物取引業法第64条の6に基づくものであり、愛知県と共催で、県下7日間6会場で開催します。

研修内容は下記のとおりとなっておりますので、是非、ご参加下さい。

研修科目および講師

「宅地建物取引業における人権問題等」

講師：愛知県建設部建設業不動産業課 担当者

「屋外広告物の表示等について」

講師：愛知県建設部公園緑地課 担当者

「アスベスト対策について」

講師：愛建設部建築局建築指導課 担当者

「重大な消防法令違反に関する 違反対象物の公表制度の紹介」

講師：愛知県防災局消防保安課予防グループ 担当者

「愛知県企業庁事業と分譲用地の紹介」

講師：愛知県企業庁企業立地部企業誘致課 担当者
※テキストのみ掲載

「宅建業法改正による既存住宅取引の対応について」

講師：水口・中村法律事務所 弁護士 中村 伸子 氏

日程および場所

各会場とも午後0時30分より受付開始、午後1時開講、午後4時終了予定。

開催日	対象支部	会場名	所在地及び電話番号
1月26日(金)	知多	知多市勤労文化会館	知多市緑町5-1 TEL:0562-33-3600
1月29日(月)	東名・名城・中	日本特殊陶業市民会館※	名古屋市中区金山1-5-1 TEL:052-331-2141
1月30日(火)	東三河	ライフポートとよはし	豊橋市神野ふ頭町3-22 TEL:0532-33-2111
2月 2日(金)	名西・名南東・名南西・名南	名古屋国際会議場※	名古屋市熱田区熱田西町1-1 TEL: 052-683-7711
2月 6日(火)	東尾張・北尾張	春日井市民会館※	春日井市鳥居松町5-44 TEL:0568-81-5318
2月 7日(水)	西尾張	一宮市民会館	一宮市朝日2-5-1 TEL:0586-71-2021
2月 8日(木)	西三河・碧海・豊田	安城市民会館	安城市桜町18-28 TEL:0566-75-1151

※名古屋会場は「日本特殊陶業市民会館」と「名古屋国際会議場」の2会場に分かれております。
また「小牧市市民会館」から「春日井市民会館」に変更されております。ご注意ください。

受付方法

- ・受付時に会員証をカードリーダーに通し、所属支部から配布するテキスト裏に貼付した出席票を提出された方のみ出席となります。受付には、必ず会員証をご持参下さい。
- ・午後1時30分以降は受付を行いませんので、時間内に受付を済ませて下さい。
(受付終了後も、受講していただくことはできますが、欠席扱いとなることをご了承下さい。)
- ・出席票の回収は、講義終了後に行いますので、最後まで会場内で聴講して下さい。
(講義中は、出席票の回収は行いませんので、ご注意ください。)
- ・途中退出をすると、欠席扱いになりますので最後まで受講下さい。
- ※対象支部の会場で受講できない場合は、他会場にても受付致しますので、必ず受講して下さい。
(対象支部外会員受付にて取り扱います。)
- ※各会場とも駐車事情困難な為、来場には公共交通機関をご利用下さい。(自家用車による来場で、駐車場トラブル等により遅刻された時も受付時間の延長はしませんので、ご注意ください。)

愛知県宅建協会会員以外の方は、各団体から送付されます案内に基づき受付をして下さい。
(テキスト代がかかりますので、ご準備ください。)

お問い合わせ先

(公社)愛知県宅地建物取引業協会 事務局 TEL:052-522-2575

ホームページ: <http://aichi-takken.or.jp/>

重大な消防法令違反対象物の公表制度について

違反対象物の公表制度とは？

建物を利用しようとする方が、その建物の危険性に関する情報を入手し、建物利用の判断ができるよう、消防署が把握した「重大な消防法令違反」を公表する制度です。



●公表の対象となる建物

飲食店・百貨店・ホテル等の不特定多数の方が利用されている建物や病院・特別養護老人ホーム等の避難が困難な方が利用する建物です。

●公表の対象となる違反

消防法令により建物に設置が義務付けられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備のいずれかが消防法令に違反して設置されていないものです。

●公表の方法

各自治体ウェブサイトに掲載されます。

●制度詳細の確認方法

所轄の消防署にご確認下さい。

●制度開始時期

名古屋市と春日井市については既に開始されています。その他の県内各自治体についても、平成32年4月までに開始する予定となっています。なお、各自治体の開始時期等は

<http://www.fdma.go.jp/publication/index.html> をご確認ください。

※不動産取引に関連した消防設備設置等に関するトラブル未然防止のための重要事項説明書への記載例案を協会ホームページ(会員専用)にて示しております。

お問い合わせ先

愛知県防災局消防保安課

TEL:052-954-6144

宅地建物取引士法定講習会日程のお知らせ

平成30年2月から平成30年7月までの宅地建物取引士法定講習会の実施日程は以下の通りです。

なお、4月より名古屋市公会堂の改修工事のため、名古屋国際会議場にて実施することとなりましたので、ご注意ください。よろしくお願いいたします。

No.	講習日	対象者(有効期限)	対象者数	講習会場	事前受付日
12	2月9日(金)	平成30年 7月 5日～ 平成30年 7月29日	356名	名古屋国際会議場1号館 4階レセプションホール	1月17日～1月19日
13	2月27日(火)	平成30年 7月30日～ 平成30年 8月19日	373名	名古屋国際会議場1号館 4階レセプションホール	1月31日・2月1日・2月5日
14	3月22日(木)	平成30年 8月20日～ 平成30年 8月31日	370名	名古屋国際会議場1号館 4階レセプションホール	3月5日～3月7日
1	4月25日(水)	平成30年 9月 1日～ 平成30年 9月15日	346名	名古屋国際会議場1号館 4階レセプションホール	4月3日～4月5日
2	5月18日(金)	平成30年 9月16日～ 平成30年10月 3日	380名	名古屋国際会議場1号館 4階レセプションホール	4月27日・5月1日・5月2日
3	6月13日(水)	平成30年10月 4日～ 平成30年11月 1日	390名	名古屋国際会議場1号館 4階レセプションホール	5月22日～5月24日
4	7月3日(火)	平成30年11月 2日～ 平成30年11月21日	396名	名古屋国際会議場1号館 4階レセプションホール	6月15日・6月18日・6月19日

お問い合わせ先

(公社)愛知県宅地建物取引業協会 TEL:052-524-5221 (宅建士講習会専用)

会員向け法律相談について

会員業務支援の一環として、会員向け法律相談を実施しておりますので、日常の不動産取引をされる際など、法律の見解が必要な場合は各担当弁護士にご相談下さい。

この法律相談は、原則無料ではありますが、同一事案による継続的なご相談、内容証明などの文書作成など、特別な個別相談となる場合は有料となりますので、各弁護士にご確認下さい。

1 担当弁護士

所属されている支部により、ご相談していただく弁護士が分かれておりますので、以下の一覧表にてご確認ください。

所属支部	担当弁護士	連絡先
東 名・名南東	鈴木 典行 弁護士	すずらん法律会計事務所 名古屋市中区丸の内一丁目5番13号すずらん丸の内ビル TEL:052-239-1220 FAX:052-239-1221
名 西・名南西 名 南・名城 中 ・知 多	中村 弘 弁護士 中村 伸子 弁護士	水口・中村法律事務所 名古屋市中区丸の内2-16-14 TEL:052-203-5525 FAX:052-231-1639
東三河	後藤 年宏 弁護士	後藤年宏法律事務所 豊橋市新吉町49 TEL:0532-54-8745 FAX:0532-53-2013 ※不在の場合は、鈴木法律事務所の鈴木哲哉弁護士にご相談下さい。 鈴木法律事務所 豊橋市前田町1-9-19 TEL:0532-56-1255 FAX:0532-56-1254
西三河・碧 海 豊 田	中根 常彦 弁護士	中根常彦法律事務所 岡崎市明大寺町字奈良井3番地3 TEL:0564-53-2232 FAX:0564-54-5776
東尾張・西尾張 北尾張	矢田 政弘 弁護士	サンライズ法律事務所 一宮市神山3丁目3番9号 TEL:0586-43-6225 FAX:0586-43-6229

2 相談日及び相談時間

相談日：月曜日～金曜日（祝日を除く）
相談時間：弁護士事務所業務時間内
※業務時間につきましては、事務所によって多少異なります。

3 相談方法

所属支部、商号、氏名を伝えたくて、
相談に入ってください。
電話・FAX・来訪のいずれによるかは、
個別の相談事案により各弁護士が判断されます。

4 基本スタイル

弁護士からの口頭によるアドバイス
目安として30分以内の相談

5 相談料

原則無料ですが、以下の場合は別途報酬を求められる場合があります。各弁護士にご確認下さい。

- ①継続的に同一事案を相談した場合
- ②文書等の作成（内容証明など）
- ③基本スタイルの30分を超えて、長時間相談した場合

ご注意

この法律相談の範疇は、基本的な重要事項説明書の書き方などをご相談するのではなく、不動産取引の際など、法律の見解が必要な場合にご相談下さい。
ご相談された内容によっては、各弁護士が相手方等の取引関係者からすでに相談されている場合もあります。
そのような場合には、ご相談に応じていただけないこともあります。

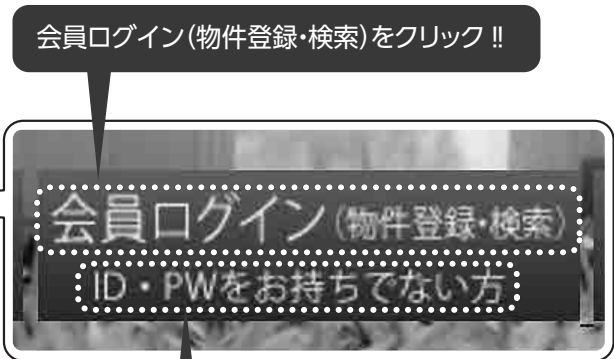
ハトマークサイトのご利用について

全宅連傘下の47都道府県協会が参加し、全国の会員業者が登録した、全国の物件情報及び会員情報が検索できる一般公開の不動産情報システムです。

ハトマークサイトの利用手順

システム使用料
無料!

- 1** 愛知県宅建協会ホームページ(<http://www.aichi-takken.or.jp/>)
右上のバナーの会員ログイン(物件登録)をクリック!!
※ID、Passwordをお持ちでない未登録の会員様は
バナーより申込書をダウンロードして下さい。



利用申込書はこちら!

- 2** ID、Passwordを入力
※ID、Passwordをお忘れの会員様は下記の
連絡先までお問い合わせ下さい。



ID、Passwordを入力して
ログインをクリック!!

- 3** ハトマークサイトのトップページです!!
色々試してみましょ!



操作方法はマニュアルを
クリック!!

お問い合わせ先
ハトマークサイト事務局 TEL:052-522-2531

開発許可制度研修会ご案内

実務に携わる方々を対象に、下記のとおり研修会を開催いたしますので、多数ご参加下さいますようご案内いたします。

- | | |
|--|---|
| <p>1 日時 A 平成30年2月16日(金)
午前10時～午後4時30分
岡崎市民会館会議室
B 平成30年2月21日(水)
午前10時～午後4時30分
昭和ビル9Fホール</p> <p>2 研修内容 ①開発許可制度の概要について
②市街化調整区域の許可基準について
③開発許可技術基準について
(CPD単位 5単位)</p> <p>3 講師 愛知県建設部建築局建築指導課 担当者</p> <p>4 定員 A 80名 B 150名</p> <p>5 受講料 テキスト代込みで 12,000円
ただし、テキストが不要な場合 7,000円</p> <p>6 申込期間 1月5日(金)から。
定員になり次第締め切ります。</p> <p>7 申込方法 下記申込書に必要事項を記入の上、
FAXでお申込下さい。</p> | <p>8 送金方法 受講料は、銀行振込又は直接主催者へ持参。(当日の現金払いをご遠慮ください。)一旦納入された受講料は返却いたしませんので、都合が悪くなった方は代わりの方が出席して下さい。</p> <p>9 受講票 受講料を納入された申込者には、「受講票」をFAXで送ります。</p> <p>10 テキスト 「都市計画法開発許可の実務の手引」改訂第21版
愛知県建設部建築局建築指導課監修
(平成29年2月発行)</p> <p>11 主催者及申込先 一般財団法人 東海建築文化センター
〒460-0008 名古屋市中区栄四丁目3-26(昭和ビル 2F)
TEL 052(262)0838
FAX 052(262)0839</p> <p>12 後援団体 (公社)愛知県宅地建物取引業協会</p> |
|--|---|

開発許可制度研修会申込書兼通知書

①枠内に記入しFAXして下さい。申込後一週間以内に受講料の振込をお願いいたします。

FAX: 052-262-0839(一財)東海建築文化センター宛 *定員を超えた場合はお断りのFAXをします。

②振込確認後 受講番号をFAXで通知します。

氏名 フリガナ		勤務先 (所在地・名称)	
		(所在地)〒	
CPD取得番号		(名称)	
受講希望日 (A・Bに○印)	A 30年2月16日(金) 岡崎市民会館会議室	B 30年2月21日(水) 昭和ビル9Fホール	
連絡先	FAX	テキスト要否 (○印)	必要 ・ 不要
	TEL		

振込先 三菱東京UFJ銀行 栄町支店 (普)0720583 (一財)東海建築文化センター
(振込手数料は受講者負担となります。)

受講票 (番号と受付印がないものは無効です。)

貴方の受講番号は次の通りです。

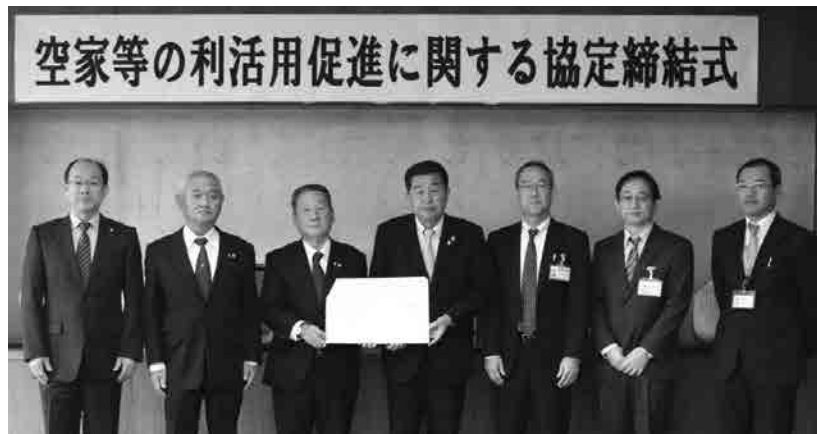
受講番号 NO. _____

研修会当日は必ずこの通知書を持参し、受付に提出して下さい。

一宮市・東海市・岩倉市と「空家等対策に関する協定」を締結しました!

当会は一宮市と11月13日、東海市・岩倉市と11月14日に「空家等対策に関する協定」を締結し、調印式を行いました。

本協定では、各市町の空き家の利活用・管理等に取り組むことにより、空家等の発生・未だ防止や流通・活用等に関する対策を推進することを目的としています。空き家に関する注目度も業界全体として高まっておりますので、今後の動向にも注視していきます。



東海市：(左より)木庭副支部長、浪崎支部長、深谷副会長、鈴木淳雄市長、花田部長、川合課長、石川統括主幹



一宮市：深谷政次副会長、中野正康市長



岩倉市：深谷政次副会長、久保田桂朗市長

テレビ番組で愛知県宅建協会が紹介されました!

10月28日(土)に放送されました「土曜なもんで!」(テレビ愛知)の番組内にて愛知県宅建協会が取り上げられ、本会より岡本大忍会長・児玉昭子理事が出演され、本会のPR及び青年部会・女性部会等の取り組みを紹介しました。



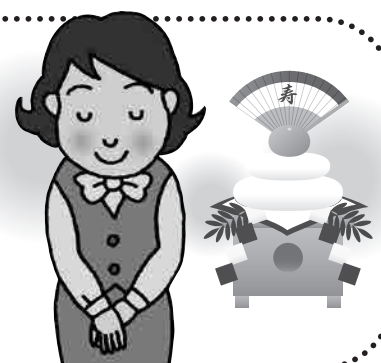
収録風景

会員の皆様へ

本部事務局 年末年始休暇のお知らせ

本部事務局は、12月29日(金)から1月4日(木)まで、年末年始の休暇になります。

なお、12月28日(木)〈仕事納め〉と1月5日(金)〈仕事始め〉は平常業務を行いませんので業務連絡等ご配慮いただきますようお願い申し上げます。





伊藤 博 全宅連会長が 旭日中綬章を受章

秋の叙勲において、(公社)全国宅地建物取引業協会連合会会長の伊藤博氏が不動産業界の発展及び、地位向上に寄与したことにより、旭日中綬章を受章されました。

伊藤会長は平成12年から平成22年に本会会長、平成20年から現在に至るまで全宅連会長としてご活躍されております。



岡本 大忍 会長が 愛知県表彰を受賞

本会 岡本 大忍 会長が栄えある愛知県表彰の榮譽に浴されました。

岡本会長は、多年にわたり宅地建物取引業の振興に尽力し、他の模範として活躍されていることから、愛知県表彰を受賞されました。

「あいち航空ミュージアム」内覧会開催

あいち航空ミュージアムのグランドオープン(11月30日)に先立ち、11月21日に内覧会が開催されました。

内覧会では、YS-11等、愛知県にゆかりのある機体の展示や名機100種精密模型の展示、パイロットの職業体験など飛行機を身近に感じる様々なコンテンツが企画されておりました。



(YS-11)

あいち航空ミュージアム 概要

場 所：愛知県西春日井郡豊山町大字豊場(県営名古屋空港内)
開館時間：10時00分～19時00分(予定)
休 館 日：火曜日(予定)
入 館 料：大人1,000円、中高生800円、小中学生500円

1月のあいちの花



プリムラ

サクラソウ科に属し、原産地はヨーロッパですが、北半球温帯地域を中心に広く分布しています。500種以上あるうちの20種程度が日本にも自生します。園芸品種としての育成も古くから盛んで、日本でも様々な品種が育成されました。

秋の彼岸ごろまでは半日蔭(一日のうち数時間日が当たる場所)で、それ以降は日なたで管理します。冬は霜などで花が凍ると痛むので、風通しの良い室内に置くといいでしょう。水やりは、土の表面が十分に乾いてからたっぷりとやります。花に水が貯まらないように注意しましょう。



花の王国あいち県民運動実行委員会

電話：052-954-6419 メール：engei@pref.aichi.lg.jp



花の王国
あいち

「不動産キャリアパーソン!? これだ!!」



お問い合わせ先・お申し込み先

(公社) 愛知県宅地建物取引業協会

TEL:052-522-2575

不動産キャリアパーソン

検索 クリック!

ハトマーク



シンボルマーク(ハトマーク)は、私達がこれから目指していくべき姿の象徴です。2羽の鳩は会員とユーザーの信頼と繁栄を意味し、使用されている色については、赤色は「太陽」を、緑色は「大地」を、そして白色は「取引の公正」を表しています。またREAL(不動産の、本当の)PARTNER(仲間、協力しあう)は会員とユーザーがREAL PARTNERとなり、「信頼の絆」が育まれるようにとの願いをシンボルマークにこめたものです。

愛知県宅建協会のホームページ

<http://www.aichi-takken.or.jp/>
 Eメール: takkeninfo@aichi-takken.or.jp

- 編集 集/人材育成委員会
- 編集発行人/委員長 二村 伝治
- 発行 所/公益社団法人 愛知県宅地建物取引業協会
 名古屋市西区城西5-1-14 愛知県不動産産会館
 TEL:052-522-2575(代)
 平成29年12月20日発行 通巻490号

本誌内容の無断転載はご遠慮下さい。

転載ご希望の方は、協会本部事務局まで必ずお問い合わせ下さい。

TEL:052-522-2575